

## 経営課題サポート事業のご案内

令和2年度から実施している「経営課題解決サポート事業」は、個社が取り組む事業計画書策定を中心に支援して参りました。特に専門家と経営指導員による実行支援企業数は延べ66社（事前診断含む）でした。また、新型コロナウイルス感染症の影響は、1年以上が経過した今も終息の目途が立たず、国・県・自治体からも新たな支援策が講じられております。

芦屋町商工会としては、まず、会員事業所が直面している経営課題について、専門知識や制度の活用を促進し、新型コロナ対策も含めた事業所支援に取り組んで参ります。ぜひ、商工会をご活用ください。

## 【主な相談内容】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による融資
- 各種補助金申請（持続化補助金、ものづくり補助金、ほか）
- 経営革新計画承認申請
- 雇用・労働条件・税務相談
- 創業相談（芦屋町創業促進補助金・空き店舗等活用事業補助金）
- 法律相談

経営に関するお悩み  
商工会が  
解決します！



## ～中小企業・小規模事業活用補助金のご案内～

## ① ものづくり・商業・サービス補助金

- 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援
- 【通常枠】補助上限：1,000万円補助率：中小1/2、小規模2/3
- 【特別枠】補助上限：1,000万円補助率：A類型2/3、B・C類型3/4
- 【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】補助上限：50万円定額（10/10）

## ② 持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援
- 【通常枠】補助上限：50万円補助率：2/3
- 【特別枠】補助上限：100万円補助率：A類型2/3、B・C類型3/4
- 【事業再開枠（通常枠・特別枠の上乗せ）】補助上限：50万円定額（10/10）

## ③ IT導入補助金

- ITツール導入による業務効率化等を支援
- 【通常枠】補助上限：30～450万円補助率：1/2
- 【特別枠】補助上限：30～450万円A類型：2/3、B・C類型3/4
- ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象に

## ■ 各補助事業の公募スケジュール

1. ものづくり・商業・サービス補助金	通常枠・特別枠共通： 公募中、申請締切 8月3日（月）17時
2. 持続化補助金	通常枠：公募中 6月5日（金）当日消印有効 特別枠：公募中、6月5日（金）必着
3. IT導入補助金	通常枠・特別枠共通： 公募中、申請締切 5月29日（金）17時

緊急事態宣言の緩和に係る  
一時支援金・福岡県中小企業等一時支援金  
について

飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者（※2021年の1～3月の対象月）と（2020年又は2019年同月比）で売上が50%以上減少していること等の要件を満たす場合、国の一時支援金の申請が可能です。また、福岡県では、同期間・時期において30～50%未満の売上が減少している事業所を対象に「福岡県中小企業等一時支援金」の申請が可能です。申請については、各種要件がありますので同封のチラシをご確認ください。なお、**国の一時支援金の申請については、事前に登録確認機関（本会含む）の確認が必要となりますので、国の一時支援金の申請をお考えの方は商工会までご連絡をお願いいたします。**

新型コロナウイルス感染症の影響による  
経営相談窓口設置のご案内

芦屋町商工会では、令和2年10月から、新型コロナウイルス感染症の影響により、**福岡県感染拡大防止協力金や国と福岡県**の一時支援金の申請等を行われる方を対象に**中小企業診断士等が申請サポートを実施しております。**

令和3年度も引き続き窓口を開設予定ですので、ご希望の方は商工会までお問い合わせください。

- 経営相談窓口：月4～5回程度を予定/要予約
- 窓口相談員：中小企業診断士・社会保険労務士
- 相談料：無料/1時間程度
- お問い合わせ：芦屋町商工会 ☎093-222-2111

※給付金・支援金については既に終了している場合がございます。  
事前に経済産業省、中小企業庁、福岡県等のHPでご確認ください。  
※経営相談窓口で実施する各種申請支援については、申請者の申請等をサポートするものであり、申請の代行等を行うものではありません。

# 令和3年4月1日より、**税込価格の表示(総額表示)**が必要になります！

財務省

- ☞ 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- ☞ 店頭の商品・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

## ◇総額表示に《該当する》価格表示の例

※税込価格 10,780 円(税率 10%)の商品の例

10,780 円

10,780 円(税込)

9,800 円(税込 10,780 円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

## ◇総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800 円(税抜)

9,800 円(本体価格)

9,800 円+税

※平成 25 年 10 月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和 3 年 3 月 31 日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和 3 年 4 月 1 日以後は、総額表示が必要となります。

## 「第 30 回通常総代会」開催のお知らせ

芦屋町商工会の第 30 回通常総代会の開催は、**5月25日(火)**を予定しております。例年多くの総代の皆様にご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、福岡県では新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる不要不急の外出・移動の自粛の要請がなされています。このため、感染の拡大を防ぐため、今回の総代会は、最低限の人数による開催を予定しております。議案書については、5月連休後に配布いたします。

## 各種商品券の換金方法について



芦屋町商工会  
商品券



にこにこ商品券  
(プレミアム付商品券)



### ■換金日時:

- ・ **火曜日、金曜日 10時～16時** 1 事業所 1 回まで
- ※換金日が休日の場合 火曜日が休日→前日の月曜日  
金曜日が休日→前日の木曜日

### ■換金金額:

- ・ 5 万円以下 → 窓口で即日換金
- ・ 5 万円超 → 銀行振込 (振込料は商工会負担)  
15 日締め翌週支払、月末締め翌週支払
- ・ **5万円超30万円以下で事前連絡を頂いた場合、窓口換金可**  
※必ず換金日前日の 16 時までにご連絡をお願いします。  
※上記は各種商品券ごとになります。

### ～ご案内～

令和 3 年 4 月 1 日より銀行振込みを希望される方につきましても、受付日時は火曜日、金曜日の 10 時～16 時に変更となります。ご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

## 転任のご挨拶

令和 3 年 4 月から糸島市商工会へ転属となりました。2 年間と短い間でしたが、素晴らしい出会いと経験をさせていただきました。本当にありがとうございました。



国税庁

事業者のみなさまへ

令和 5 年 10 月 1 日から消費税の仕入税額控除の方式として「**適格請求書等保存方式**」(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには**事前に登録申請**が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日～】



登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと**手続きがスムーズ**です。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553  
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



## 「インボイス制度」ってナニ?

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。
- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

## 所得税・消費税の

## 納付の期限、振替日の延長のお知らせ

確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)に係る納付の期限、振替日が延長されました。

○申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

○振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

## ～税の無料相談会のお知らせ～

税金に関する無料相談会を下記の日時で行います。相談をご希望される方は事前に商工会(☎222-2111)までお電話でお申込みください。

◇日時: **3月25日(木)**

**4月5日(月)、15日(木)、23日(金)**

**5月6日(木)、17日(月)、25日(火)**

時間はいずれも 10 時～16 時です

◇講師: 芦屋町商工会専任税理士 澤田 一弘先生

